

令和4年11月11日

## 愛媛県伊方町「使用済核燃料税」の更新

愛媛県伊方町から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される伊方町使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	愛媛県伊方町
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき550円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）389百万円 （平年度）410百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和5年度から令和9年度までの5年間

- ・ 令和4年 9月22日 伊方町議会にて条例案可決
- ・ 同 年 9月30日 総務大臣協議
- ・ 同 年11月11日 総務大臣同意
- ・ 令和5年 4月 1日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 谷企画官、原係長、越  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659